

令和2年度5月分

その他

件名	<p>広報しろいへの「下総基地米軍使用反対」の復活について</p>
内容	<p>広報しろいに下総基地米軍使用反対を復活してください。白井市として下総基地米軍使用反対を意思表示してください!</p>
回答	<p>広報紙に「下総基地の米軍機使用絶対反対」の文言が掲載された経緯については、昭和57年に下総基地が米軍機の夜間離着陸訓練の有力候補地となったことが大きな問題となり、白井市を含む周辺自治体及び住民は反対のため、様々な活動を行ってきた中の一つとして掲載が始まったものです。</p> <p>本掲載については、様々な御意見をいただいております。平成30年に下総基地に今後の夜間離着陸訓練の可能性について確認したところ、現在、夜間離着陸訓練は90%以上を硫黄島で行っており、それ以外は予備訓練施設として指定されている厚木基地や岩国基地などで行われていること、また、これまで厚木基地が空母艦載機の本拠となっていたが、岩国基地に移駐が完了したことなどを考えると下総基地が米軍機の訓練に使われるということは現実的ではないと確認しております。</p> <p>このようなことから、広報紙への掲載が始まってから既に30年以上が経過し、現在では下総基地を米軍機が使用する可能性が少ない状況であることから、検討を進めた結果、平成30年度末をもって本掲載を終了することとしたものです。</p> <p>何卒、御理解くださりますようお願いいたします。</p> <p>(関係課：総務課)</p>

件名	<p>通信会社の5G設備稼働禁止のお願いについて</p>
内容	<p>白井市において、通信会社が運用開始を予定している5設備の稼働を禁止するよう、行政執行をお願いします。</p>

回 答

市長への手紙をいただきありがとうございます。

また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。

お寄せいただきました市長への手紙につきまして、回答させていただきます。

通信会社の設備等の設置に当たっては、建築基準法の規定により、高さ 15m を超える鉄塔等の工作物を設置する際は、工作物確認申請が必要となり、県が審査を行っていますが、高さ 15m 以下の場合には確認申請を要しません。また、確認申請は、その計画が建築基準関係規定に適合することを確認するもので、電波関係法令は審査の対象外となっております。

市においては、電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電氣的設備を有し、電波を発する施設（携帯電話用無線基地局）を設置する事業者に対し、周辺住民の生活環境保全を図ることを目的として、市の携帯電話用無線基地局（無線用鉄塔）に係る指導指針に基づき、周辺住民との紛争防止等のために必要な手続きに努めるよう指導するとともに、経過や結果について報告書により報告を求めているところですが、現在のところ、市内での設置については把握しておりません。

なお、この指導指針は、あくまでも周辺住民との紛争防止のため、事業者に対し努力義務を課したもので、無線鉄塔を禁止するものではありませんので御理解いただきますようお願いいたします。

（関係課：建築宅地課）